

訴えの提起について

行政財産の明渡しの請求及び行政財産の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えを提起する。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

市が所有する熊本市中央区水前寺公園 16 番 30 号の建物の一部である行政財産（以下「本件建物」という。）の目的外使用許可を平成 28 年 9 月 16 日に受けた者

2 訴えの趣旨

本件建物の明渡しの請求及び本件建物の不法占有に伴う損害賠償金の請求をする。

3 訴えの概要

相手方は、平成 28 年熊本地震により住居を失った者であり、市営住宅を無償で使用するため、平成 28 年 9 月 16 日に市から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可を受けた。その後、当該使用許可の期間は複数回更新されたが、使用許可の期間が経過した後も、相手方は、市から度重なる退去要請を受けたにもかかわらず本件建物を明け渡さず、令和 4 年 7 月末日時点で合計 3,519,050 円（平成 30 年 9 月 16 日から令和 4 年 7 月 31 日までの分）相当の損害を市に発生させている。

そこで、本件建物の明渡しの請求及び使用許可の期間経過後の期間に係る本件建物の不法占有に伴う損害賠償金（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた損害額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額）の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い

訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立

てをする。

(提出理由)

行政財産の明渡しの請求及び行政財産の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。